

2020年8月3日

取扱担当者 各位

経理部経理課

出張におけるGo Toトラベル事業の利用の自粛について（お願い）

標記の件、独立行政法人日本学術振興会から各研究機関宛の通知（参考）の通り、「科学研究費助成事業は国民から徴収された税金等を財源として運営している」ことから、出張においてGo Toトラベル事業を利用することを控える旨、要請がなされております。

他方、本学経費として執行する旅費交通費は、基本的には私立大学等経常費補助金の対象経費ですが、当該補助金は科学研究費助成事業と同様、国民から徴収された税金が財源となっております。

つきましては、科学研究費助成事業を含め、本学で執行する旅費交通費の全てにおいて、Go Toトラベル事業の利用は控えていただきますよう、お願いいたします。

なお、本学の旅費交通費取扱要領では、交通費のうち航空運賃及び鉄道運賃のうちグリーン料金については、請求書又は領収書に基づく実費払を必須としておりますが、これ以外の交通費及び宿泊費は、法人旅費規程に基づく定額払を可能としており、旅費交通費の大半では手配方法に特段の制約は設けておりません。従いまして、特に定額払ではGo Toトラベル事業の利用状況を支出伝票等から確認することはできませんが、実費払・定額払を問わず適正に執行いただきますよう、重ねてお願いいたします。

以上

（参考）独立行政法人日本学術振興会から各研究機関宛通知

科研費におけるGo Toトラベル事業の利用の自粛について

平素より科研費関連業務について御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

日本学術振興会 研究事業部 研究助成企画課です。

令和2年度補正予算に基づく「サービス産業消費喚起事業給付金」（いわゆる「Go Toキャンペーン事業」）のうち「Go Toトラベル事業」（以下「本事業」という。）について、独立行政法人日本学術振興会では、本事業の利用に関して、以下の文部科学省からの通知にあるとおり、その趣旨に則り適切に対応するよう求められています。

科学研究費助成事業は国民から徴収された税金等を財源として運営していることから、以下の通知の内容と同様に対応することが望ましいと考えます。

については、科研費の研究計画遂行上必要な出張に本事業を利用することは控えてください。

【参考：文部科学省から日本学術振興会に通知された内容】

公費出張における「Go Toトラベル事業」の利用の自粛について（通知）

略

○公費出張は、国民から徴収された税金等を元に、必要な公務を遂行するために行う旅行であり、仮に公費出張で本事業を利用することとした場合には、一般の旅行者に給付されるべき割引原資を減少させることになること等から、公費出張での本事業の利用は想定していません。

○従って、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)等により旅費等の支給を受ける旅行において、本事業の利用を控えるよう、貴職管下の関係職員に周知願います（本事業を利用すれば、その者の氏名、購入した旅行商品、宿泊した施設等は記録されます。）。

○また、貴職所管の独立行政法人等におかれても、上述の趣旨に則り適切に対応するよう周知願います。